

厚生労働省発年〇〇〇〇第〇号

平成23年〇月〇日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働大臣

国の被保険者記録と厚生年金基金及び企業年金連合会の加入員記録との突合せ事業について

国の被保険者記録と厚生年金基金及び企業年金連合会の加入員記録との突合せ事業は、日本年金機構における第一次審査の開始から1年以上が経過し、今後更に審査が本格化する段階に達したところである。

本事業は、厚生年金基金及び企業年金連合会の加入員記録に誤りがないかを確認するとともに、年金受給者等の御本人が気付いておられない被保険者記録の漏れや誤りを見つけ、年金記録を回復していくための重要な取組であり、下記の基本的な方針に則り、引き続き、適切に進められたい。

記

1. 日本年金機構は、厚生年金基金及び企業年金連合会との連携を図りながら第1次審査及び第2次審査を進める。第2次審査については、平成24年10月末までに厚生年金基金及び企業年金連合会から適用事業所の人事記録等の調査結果の報告があったものについて、平成25年3月末までを目途に必要な記録訂正を実施する。この際、作業の正確性を確保しつつ、できる限り、効率的に作業を進めることとする。
2. 突合せの実施に当たって、被保険者記録と加入員記録が相違する場合は、一定の基準に基づき、記録の訂正の要否を判断する。
3. 本事業の実施状況については、国民の皆様に分かりやすい形で、2か月に1度公表する。
4. 被保険者記録と加入員記録の突合せの結果を年金受給者等の御本人に確認していただくときは、分かりやすい文章でお知らせし、問合せや相談には丁寧に対応する。
5. 本事業に係る作業においては、個人情報について、漏えいの防止などの適正な管理に留意する。
6. 本事業については、厚生労働省年金局との緊密な連携の下、年金記録回復委員会の御意見も伺いながら、実施状況を検証し、必要に応じ、実施方法の見直し等の対応を行う。